

登記官押印証明の取扱いの変更について

平成28年4月1日から，外務省における認証（公印確認，アポステイーユ）の際の登記官発行の証明書に対する「**登記官の押印証明**」の**添付が不要とされました。**

ただし，本年4月1日以降に発行された**登記官発行の証明書**に限ります。

なお，本年3月末日以前の登記官発行の証明書で，本年4月1日以降に外務省で認証を受けようとする場合は，従前の取扱いのとおり「**登記官の押印証明**」手続きが必要となります。

上記に関する御質問等がありましたら，東京法務局総務部庶務課庶務係まで御連絡願います。

東京法務局総務部庶務課庶務係

電話（代表）03-5213-1234